# 京都市動物園内写真撮影機設置事業者募集要項

京都市(以下「本市」という。)では、京都市動物園内に来園者の利便性向上に資することを目的として、写真撮影機を設置する事業者(以下「営業事業者」という。)を募集します。

## 1 募集内容

## (1) 設置場所等

設置 番号	設置場所	設置面積寸法上限(mm)	設置台数
1	学習・利便施設	W1, 400×D900×H2, 000	1台
	1階エントランス内		
2	学習・利便施設		1台
	1 階退園口付近		
			2台

<sup>※</sup> 設置条件の詳細については、別紙仕様書のとおりです。

# (2) 営業事業者

設置番号①と②を合わせて1営業事業者とします。

※ 営業事業者の決定方法は、「7 営業事業者の決定」を参照してください。

# 2 設置期間

営業事業者に対する写真撮影機の設置期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とします。

#### 3 使用料

- (1) 応募価格(提案使用料)
  - 応募申込書の該当欄に、応募価格(提案使用料)として、年額を百円単位で記入してください。
- (2) 最低使用料年額

最低使用料年額は350,000円とします。

#### 4 応募資格要件

- (1) 応募できる方は、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。
- (2) 次の各号に該当する場合は、応募できません。
  - ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。) に登載されている者にあっては,募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において 本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
  - イ 有資格者名簿に登載されていない者で本市に市民税若しくは法人市民税,固定資産税,水道料 金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあってはこれらが未納となっている者
  - ウ 契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
  - エ 事業者,役員又は使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者(無罪となった場合を除く。)
  - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反する

として,公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない 者

- カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6 筒月以内に手形・小切手を不渡りした者
- キ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ク 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていな い者
- ケ 事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定 する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

# 5 応募

- (1) 申込方法
  - ア 郵送での申込み
    - (ア) 申込受付期間

令和4年2月17日(木)から令和4年3月3日(木)必着

(イ) 送付先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(ウ) 送付方法

簡易書留郵便で京都市動物園総務課に送付してください。

普通郵便で送付された場合、京都市動物園総務課に不着のときは、応募がなかったものと見なしますので御注意ください。

- イ 持参される場合
  - (7) 申込受付期間

令和4年2月17日(木)から令和4年3月3日(木)午後5時まで

(4) 提出先

京都市動物園総務課 まで

- (2) 必要書類(各1部ずつ,イの様式は任意)
  - ア 応募申込書(様式1)
  - イ 設置予定機器等の仕様が分かる資料
  - ウ 誓約書 (様式3及び様式4)

※ ウについては、一般競争入札有資格者名簿に登載されていないもののみ、提出を求める。

- (3) その他
  - ア 前記以外による受付(電話,電子メール,ファックス等)は行いません。
  - イ 提出された書類の返却は行いません。
  - ウ 提出資料の様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス <a href="https://www5.city.kyoto.jp/zoo/">https://www5.city.kyoto.jp/zoo/</a>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合
- イ 応募者の記名押印がない場合

- ウ 同一の応募者が複数の応募書類を提出した場合
- エ 応募価格(提案使用料)又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難い場合
- オ 応募者による訂正印のない応募価格(提案使用料)の訂正,削除,挿入等がある場合
- カ 営業事業者の決定に関し不正な行為を行った場合
- キ その他この要項の条件等に違反した場合

# 6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ提出してください。

(1) 質問書受付期間(持参, FAX又は電子メール)

令和4年2月17日(木)から令和4年2月24日(木)まで

【午前9時から正午及び午後1時から午後5時】

(2) 質問書提出先

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 京都市動物園総務課

(3) 質問に対する回答

質問及び回答については、京都市動物園ホームページ (https://www5.city.kyoto.jp/zoo/) で随時公表します。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外(電話、電子メール等)には一切応じられません。

- イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ウ 様式は、京都市動物園のホームページからダウンロードできます。

京都市動物園ホームページアドレス https://www5.city.kyoto.jp/zoo/

#### 7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和4年3月中旬頃

(3) 決定後の公表

京都市動物園ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

### 8 決定後の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 構内地の使用許可申請書の提出

本市指定の様式により京都市動物園構内地使用のための許可申請書を御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する写真撮影機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

## 9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに構内地使用許可の手続に応じなかった場合

- (2) 営業事業者の決定後、「4 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が構内地使用許可の相手方として不適当と認めた場合

# 10 京都市動物園について

所 在 地	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
敷地面積	41, 383 m <sup>2</sup>
飼育動物	115種類 474点(令和4年12月末時点)
入園料	一般620円,団体(一般 30名以上)520円,中学生以下無料 京都市キャンパス文化パートナーズ制度参加大学の学生100円 年間入園券2,510円
開園時間	3月~11月:午前9時~午後5時 12月~2月:午前9時~午後4時30分
休 園 日	月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌平日)及び12月28日~1月1日

# 参考資料

京都市動物園の入園者数 単位:人

241 B 1 271 B 1 27 B 1 27 B			*
	元年度	2 年度	3 年度
4 月	93,869	4,308	45,162
5月	114,467	30,598	0
6月	50,284	47,547	46,428
7月	37,709	34,032	39,437
8月	36,240	38,815	27,729
9月	65,759	83,753	0
10月	102,594	82,905	102,884
11月	96,823	83,351	100,156
12月	34,375	31,152	40,209
1月	53,432	26,283	ı
2 月	41,194	52,763	
3 月	46,234	70,530	_
合計	772,980	586,037	402,005